

令和4年10月

橋本市教育委員会定例会会議録

令和4年10月24日

教育委員会定例会会議録

開催日時 令和4年10月24日(月) 午前9時30分～

開催場所 教育文化会館 3階 第1展示室

出席者 教育長職務代理者 中尾 悦子
委員 田中 敬子 藪下 純男 吉田 元信
教育長 今田 実

出席職員	教育部長	堀畑 秀明	教育総務課 課長	浦 貴則
	学校教育課 課長	森口 伸吾	生涯学習課 課長	萱野 健治
	中央公民館 館長	大西 基夫	教育相談センター	
	参事	阪口 浩章	センター長	辻脇 昌義
	給食センター		給食センター	
	センター長	井上 恵二	センター長補佐	高井 喜也
	教育総務課 課長補佐	中林 正	生涯学習課 課長補佐	中岡 祥子
	学習教育総務課		学校教育課	
	主任指導主事	井上 佳子	主任指導主事	岡村 孝之
	教育総務課			
	企画総務係長	小西 啓介		

1 開会

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報告事項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 令和4年度9月市議会定例会一般質問について

報告第3号 令和4年度全国学力・学習状況調査結果概要について

報告第4号 第3期教育大綱について

5 付議事項

議案第1号 橋本市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

その他

協議事項

連絡事項

開会 午前9時30分

教育長 おはようございます。
全員おそろいですので、10月定例会を開会します。
前回の会議録の承認について、藪下委員をお願いします。

藪下委員 内容は的確に記述されておりましたことを報告します。

教育長 ありがとうございます。
次に、今回の会議録署名委員は中尾委員をお願いします。

中尾委員 はい、わかりました。

教育長 報告第1号教育状況について、私から報告します。令和4年度橋本市文化表彰について報告します。本年度の受賞者は、文化賞に、芸術分野（皮革工芸）において特に優れた業績を上げ高い評価を受けられ、橋本市の文化向上に寄与された、あやの台在住の蓮尾幸子さんに、文化功労賞には、芸能分野（音楽）において多年にわたり活動を続け、市民の文化振興に顕著な業績を上げられた、紀見在住の辻本公平さん、辻本啓子さんに決まりました。蓮尾さんは、和歌山県美術家協会会員、橋本市美術家協会会員、大阪工芸協会正会員など様々な会員として活躍しながら、各展覧会での出品や個展の開催を重ねておられます。また、和歌山県展で最優秀賞、市展では市長賞等を受賞されています。橋本市立中学校の美術教員として教壇に立たれたり、小学校や公民館等でレザークラフト教室を開催されたりするなど、指導歴は50年に及んでいます。

辻本公平さんは、日本・スペイン国交400周年事業によるマドリード日本大使館での公演、南フランスのエクサンプロヴァンスでの尺八コンサートツアーの開催、国際交流基金によるハワイ公演やワークショップの開催など、世界を舞台に尺八の演奏家、指導者として46年にわたり活躍されています。

辻本啓子さんは、「邦楽を通して、子どもの無限大の可能性を伸ばすことができれば最高に幸せ」という思いを胸に、橋本高等学校邦楽部の指導をされています。橋本高等学校邦楽部は、辻本さんの指導の下、全国高等学校総合文化祭に和歌山県代表として8回出場され、全国優勝1回、優秀賞2回をはじめ、多くの輝かしい成績を収めています。

受賞される3名のご功績の一端をご紹介しましたが、お一人お一人のこれまでの橋本市の文化向上、発展へのご貢献は大変大きいものがあります。11月11日、金曜日、午後1時30分から教育文化会館で橋本市文化表彰式を開催しますので、委員の皆様には、是非ともご出席いただき、共にお祝いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、マスターズホッケー・ワールドカップ2022東京大会について報告します。この大会は、世界各国の60歳以上の男子シニアによるホッケーの国別・年齢別対抗戦です。東京の大井ホッケー競技場において10月19日から29日にかけて行わ

れています。この大会に、城山台在住の浅井徹さんが、70歳以上の方で構成されたチームの選手兼主将として出場されています。出場に至った経緯などについての情報を今は持ちませんが、ご本人様からは是非聞かせていただきたいと思っています。そして、これからの橋本市のスポーツライフの振興につなげていけたらと思っています。大会期間中ですので、結果についてはまだ分かりませんが、報告を楽しみにしています。

次に、学制公布150年について私の所感を述べさせていただきます。

明治政府が明治5年8月に太政官布告として「学制」を公布してから150年が経ちました。日本の近代学校制度となって150年ということです。学校教育についても文部省が設置され、近代的な学校教育を日本全国に整備すべく、全ての国民が教育を受けることができるように計画が進められました。細かい計画は省略しますが、学制公布から2年後に小学校が24,000校設立されています。当時、学校が目指していたのは、欧米の進んだ学問や技術、生活様式を取り入れ、日本の発展に寄与することであったと思います。しかし、現実には、就学率からみても計画を進めるために、長い時間を必要としました。

戦後に入り、日本国憲法に国民の「教育を受ける権利」、保護者の「教育を受けさせる義務」等が規定されました。教育課程の基準として学習指導要領が示され、教育基本法も制定されました。学習指導要領の変遷から見ると、昭和30年代は、教育課程の基準としての性格と明確化。昭和40年代は、教育内容の一層の向上、教育内容の現代化。昭和50年代は、ゆとりある充実した学校生活の実現、学習負担の適正化。平成に入り、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を掲げ、生活科の新設、道徳教育の充実が示されました。このときの学習指導要領を象徴する「新学力観」という言葉が使われました。平成10年代は、基礎・基本を確実に身につけさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成が示されました。

特に、平成15年には、学習指導要領の狙いの一層の実現の観点から学習指導要領の一部の改正があり、「確かな学力」が強調されました。平成20年代は、「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランスが示され、授業時数の増加、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入が行われました。そして、現行の学習指導要領では、社会に開かれた教育課程、資質・能力の三つの柱「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」が示され、その実現に向けて「カリキュラムマネジメント」、「主体的・対話的で深い学び」が強調されています。

また、令和3年1月には、中央教育審議会から「令和の日本型教育」が答申され、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた、教育の在り方が示されました。現在の小学校の数は、約19,000校で、当時よりも少なくなっています。これからも児童生徒数は減少傾向にあります。また、学制公布150年目の節目の年でもあり、これまでの時代の変遷を踏まえると、ここ数年の教育の動きは大変大きなものがあり、教育の在り方パラダイムの転換を行っていかねばならないと感じています。このような中、橋本市の教育は何を大切にしながら進めていくのか、学習環境をどのように整えていくのか、ひいては、

橋本市のまちづくり「自治と協働のまち橋本市」実現にどのように連動させていくのか等を考えていかなければならないと思います。来年度から、第3期の橋本市教育大綱に基づく教育を進めていかなければなりません。11月1日に開催される「総合教育会議」で第3期橋本市教育大綱案提案するにあたり、本日は、第3期橋本市教育大綱について、事務局で、そして委員会で議論してきたことを取りまとめましたので、報告第4号で説明させていただきますので、ご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で教育状況について、報告を終わります。

このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。

ないようですので、これで報告第1号を終わります。

次に、報告第2号に入ります。報告第2号令和4年度9月市議会定例会一般質問について、報告をお願いします。事務局から説明願います。

教育総務課 課長

令和4年度9月の市議会において、一般質問を受けた項目について各所管よりご説明申し上げます。

中央公民館 館長

まず、中央公民館への質問がありましたので報告します。

質問議員は堀内和久さんです。会派第一義。発言事項としましては、旧学文路中学校跡地と周辺整備についてNo.3です。

質問内容につきましては、以前から質問させていただきましたが、検討の約束はないものの、その後どのような計画と現状なのか、もし何か今後の対応など協議をしているなら教えていただきたく、周辺整備や市道清水南馬場線の排水も踏まえ、今後の在り方と完成形を説明してください。

このことについて、答弁といたしましては、旧学文路中学校跡地利用に関しては財源確保の観点から一度にすべては実施できておりません。そのため、令和元年グラウンド西側のブロック塀の撤去、侵入路の拡幅、令和2年度から浸水対策として周辺の水路を整備する予算を確保し高い効果が見込める箇所から順次整備しているところです。グラウンドの跡地活用については、令和2年度に将来的により良く利用できる方法を把握すべく教育委員会内や関係各部との協議を行っている中で今年2月に地元区長会からも地域コミュニティの拠点として平時は老若男女が集えるいこいの広場、有事には地域の災害活動拠点に活用できる広場としての整備やグラウンド西側の市道拡幅、排水路の整備などの要望をいただいています。今後も関係各部が協議を行うとともに議員からの質問や地元区長会からの要望を踏まえ、どのような整備の仕方が効果的なのかを検討しています。中学校跡地は生涯学習の拠点としての学文路地区公民館、社会体育施設としての体育館、教育保育施設としてのこども園と三つの異なる施設が隣接しており、河南地域の新しい交流と生涯学習の中心的なエリアとして位置付けています。以上です。

教育総務課 課長

続きまして、森下議員の一般質問についてです。森下議員からは、デジタル田園都市構想に関する取組みの推進ということで、その中の再質問で、教育委員会における子どもたちの見守りといった面等でのデジタルに向けての取組みがあれば教

えてくださいという再質問がありました。

それに対しまして、教育長からデジタルでの見守りについては有効な手段かもしれませんが、現在におきましては地域の方に協力いただいて子どもたちの登下校の見守りをしていただいているところであり、現在のところでは登下校のデジタル化については考えていないところです。

デジタル化への取組みについては小・中学校において国の GIGA スクール構想に伴い、生徒一人ひとりにタブレットを購入し、授業支援システムを導入して、ICT 支援員を配置することでより効果的な活用を図っています。また、今年度は更に、学習効率の向上を図るため電子黒板を購入し、8 月下旬に学校に配置したところです。また、生涯学習課では、社会体育施設、中央公民館では、教育文化会館、産業文化会館、温水プール、隅田地区公民館では、東部コミュニティセンターについては、インターネット予約システムを導入し、今年 4 月から運用を開始しているところです。また、それ以外のことについては、教育委員会内でしっかりと検討をしていきたいと考えておりますという答弁をしております。以上です。

給食センター
センター長

質問議員は、板橋議員です。会派は、公明党議員団。発言事項ですけれども、学校給食における衛生管理は、児童・生徒に安全・安心な食を提供する上でとても重要です。特に近年の気候変動によって、夏の気温は、年々上昇傾向にあります。夏場の暑さ対策や食中毒対策、コロナ対策、異物混入への対策など、事件・事故防止のために学校給食の衛生管理について本市の現状と対策をお伺いします。

まず 1 点目、給食センターの衛生管理について。2 点目は市内小・中学校の衛生管理について。答弁者は教育部長です。担当は給食センター。答弁要約ですが、1 点目の給食センターの衛生管理については、文部科学省の示す学校給食衛生管理基準に基づき、令和 2 年度内に補助金を活用し、保温保冷対応の食缶に全て変更し対応しています。

食中毒対策については、全ての食材を 85℃、1 分以上加熱調理を行い、冷たくして提供する食材については、配送の直前まで冷蔵庫に保管し 30 分以上の滅菌を行った食缶に入れ配送しています。新型コロナウイルス感染症対策としては、直接手で触れることなく給食を食べられるよう、個包装したパンやナイロンパックに包装した果物を提供しています。

異物混入を防ぐために、調味料などの一部の食材を除き、使用する当日に納入された食材を栄養士と調理員で厳しく検品し、野菜などは 4 槽シンクで 4 回洗浄を行い、虫や土などを除去しています。職員は調理場に入る前に作業着のチェック、ブラシを使って手の洗浄、消毒を行い、エアシャワー室を通過して調理場に入り、徹底した衛生管理を行っています。

防犯対策として職員の退社時に機械警備を行い、センター稼働時は常に職員が食材、調理済みの給食を管理しています。

2 点目の市内小・中学校の衛生管理については、給食センターと同様に学校給食衛生管理基準に基づき衛生管理を行っており、職員が立会いのもと速やかに配膳室に納入し、給食の準備が始まるまで施錠して管理しています。給食の準備が始まると配膳室で職員が立ち会い、給食当番の児童生徒にそれぞれのクラスの食器や食缶

を確認しながら渡しています。

また、児童生徒及び職員については、日頃からマスク着用、手洗い、消毒を徹底するとともに、給食当番はエプロンを着用するなど衛生管理に努めています。さらに児童生徒が食べる約 30 分前までには管理職が検食を行うなど給食については細心の注意を払っています。

また、給食主任者会を年に 2 回開催し、献立作成や安全対策について情報共有や意見交換を行い、安心・安全な給食提供に努めていますと答弁を行いました。以上です。

続いて、質問議員は垣内議員です。会派は、令和クラブ。発言事項ですが、学校給食の状況について、学校給食は子どもたちの心身の健全な発達に資するものであり、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るだけでなく、家庭では味わえない様々な食材をバランスよく食す機会であり、学校給食という教育の場を通じ、橋本市で生産される食材を食べ、地域の農産物の理解を行うことは、子どもたちが郷土愛を育む上でも重要です。また、学校給食として食材を提供できる体制を構築することで守ることができる橋本市の産業、橋本市特有の農村風景もあると信じます。そこでお聞きします。まず 1 点目。コロナ、ウクライナ危機による物価高騰等、現在の食材費の状況について。2 点目は、学校給食における市内産品の利用状況について。3 点目は橋本市産の鶏卵を学校給食で利用するための仕組みづくりについて。

答弁者は資料では教育長となっておりますが、答弁者は教育部長です。訂正よろしく申し上げます。担当は給食センター。答弁要約ですが、1 点目のコロナ、ウクライナ危機による物価高騰等、現在の食材費の状況についてですが、昨年度と比較しほとんどの食材が高騰しており、品目としてはコロケやハンバーグなどの加工食品、野菜類、調味料などであり、この食材費の高騰に対し、既に 6 月定例会で国の交付金を活用した給食材料費高騰対策事業予算 1 千 894 万 3 千円を承認いただきました。この補正対応により、1 人 1 食あたり 20 円の食材費の増額を公費で負担することにより、保護者への追加負担が生じることなく、文部科学省が示す学校給食摂取基準の栄養価を維持した給食を提供しています。

次に、2 点目の学校給食における、市内産品の利用状況についてですが、給食センターでも地産地消は子どもたちの食育の面でも重要であると考え積極的に使用しており、品目では味噌や醤油の調味料以外に野菜、果物類が多く、野菜については、学校給食センターで使用する野菜全体の約 4 割が市内産となります。

次に、3 点目の橋本市産の鶏卵を学校給食で利用するための仕組みづくりについてですが、本市の特産品でもある鶏卵を使用することは、児童・生徒の郷土愛を育むものであると考えていますが、現在、学校給食センターでは殻付きの鶏卵は、調理時間等の関係から全く使用していません。また、市内の鶏卵業者から学校給食センターへの納入業者登録がされていないのが現状です。

学校給食で取り扱う食材については、鶏卵に限らず、まず納入業者登録をしていただき、食材毎に調達するための基準に合わせて納入していただく形を取っておりますので、ご理解をお願いします、と答弁を行いました。以上です。

学校教育課 課長

土井議員から、本市における GIGA スクール構想の現状と今後の課題についてということで、4点質問がございました。

1点目は使用頻度、各学校、教科での現状、2点目は教職員の研修、3点目は教職員の業務負担軽減について、4点目は持ち帰りの活用方法についてということで、ちょっとかいつまんで説明させていただきます。

1点目の使用頻度については調査で、1日平均2.0時間 ICT 機器を活用した授業が行われていました。今 ICT を活用した授業づくりに取り組んでいる状況であるが、その反面、活用が進んでいるところと進んでいないところ、その辺りの差が生じてきているのが課題であるということで、答弁をさせていただいております。委員会としてはサポートできるような雰囲気づくりっていうのが必要じゃないかなということで答弁させていただきます。

2点目の教職員の研修については、「橋本市学校教育情報化ハンドブック」というのを作成して、その説明動画も作成して、教職員が共有できるようにしているということと、大学教授による研修会であるとか、各学校の実践事例集を集めて、先生方が学校で見られるようにしているということでお答えしています。

3点目の教職員の業務負担軽減については、こちらについては、以前から校務支援システムを入れているということで文書等のデータ化を推進しているということ、それと、オンラインでいろんな会議とか研修会ができるので、その辺りでは随分負担軽減になっているのではないかとということでお答えしています。

最後の家庭の持ち帰りについては、現状行ってないですが、コロナ関係で持ち帰った場合の活用であるとか、隅田中学校で不登校生徒に対する学習保障の研究もしておりますので、その辺りのことも答弁しています。

土井議員の再質問の中で、ICT 支援の重要性が出ておりました。継続した配置はどうかというような質問もありましたが、教育長から状況を見て、必要であれば検討していくということで答弁をさせていただいております。以上です。

続きまして、南出議員から橋本市における地球温暖化対策についてということで、水道環境部長から答弁しましたが、その一部、学校での環境教育というのはどうしているかというのがありましたので、教育長から答弁させていただいております。小学校4年生の社会科では、ごみ処理のことであるとか、水のことであるとかを学習していますということ。さらに森林の重要性とか学習が広がっていった場合は総合的な学習や他の教科も関連付けて探求的な学習をしておりますということで、これについては中学校も同様にしているということを答弁しています。

それと、今後 ESD の視点に立って家庭や地域と連携した環境教育を推進していきますということで、答弁しております。以上です。

生涯学習課 課長

辻本議員からは、前畑秀子・古川勝氏の顕彰についてということで質問がありました。

3点ありまして、1点目が、岡潔記念館は柱本小学校内に設置されますが、前畑秀子・古川勝両氏の資料展示と顕彰についてはどうか。

2点目が、古川勝氏の生家が過日取り壊され、前畑秀子氏とともに本市に住んで

いたという証がなくなったことについて、ということでお質しがありました。

3点目が、橋本橋の名称もしくは通称についてということで、大きく三つの質問がありました。

答弁につきましては、まず1点目のことにつきましては、顕彰活動はこれから持続して行っていくということと、前畑秀子・古川勝顕彰活動委員会で漫画を作って子どもたちに配付していくということ、また節目のときには、記念行事を実施することを考えていること。ここには載せておりませんが、駅前の観光案内所に一部展示をしておりますしてそれを続けていく旨を答弁しました。

2点目の古川氏の生家についてのことですが、過日、教育委員会にも関係者から取り壊す予定があることの打診がありましたが、市で管理活用する予定はないということでお断りしたということがありました。それと、ゆかりのある場所がなくなっていくのは残念ですが、顕彰活動については引き続き行っていく旨を答弁しました。

3点目の橋本橋の名称、もしくは通称についてということで、変更についてどうかというお質しがあつたのですが、そもそも橋本橋の名称というのが、橋本の町の名称のルーツとなった歴史ある名前だということ、それと、橋自体が県の管理ということで、名称もしくは通称について変更するのは難しいという旨を答弁させていただきました。但し、是非ともという声が市民の間に持ち上がってきましたら、県と協議していきたいという旨を答弁しております。以上です。

教育長

報告が終わりました。

このことについてご質問・ご意見はありませんか。

田中委員

土井議員から GIGA スクールについてのご質問がありましたが、学校によって言葉が正しいかどうかわかりませんが、格差と言いますか、得意・不得意な部分もあるようなので、得意な他の学校と同じ学年同士でいろいろと交流しながら、生徒同士が教え合うような時間を持てると、授業の様子やタブレットを使う事、授業へのモチベーションも上げて学ぶことが出来るので良いのではないかと思います。

あと、学校の年間スケジュールの都合もあると思うのですが、中学校の職業体験など実際に体験できる機会がコロナ禍で受け入れも少なくなっていると思います。本当は体験出来る事が良いと思うのですが、せっかくの GIGA スクールですので近隣にない企業やいろいろな職業の方に ZOOM などで説明であったり、職業紹介を受けたり、質問などをするなどの交流を持った職業体験も出来れば、もっと働くということに興味を持ってもらえるのかなと、ちょっと感じたので意見として述べさせていただきます。以上です。

学校教育課 課長

ありがとうございます。土井議員からもそのような再質問がございまして、格差があるということで、課題ということで認識しております。今年度から橋本市で、情報教育研究会ということで先生の中の研究会を立ち上げて、自分らでいろんな研究をして、それぞれ持ち帰って、各学校で共有できたら良いなということで、今進めております。それで、いろんなトラブルとかこんなことしたいなっていうことを、

クラウド上に、例えばただそれがみんな見えるような状況で、もし、こういうことしたよっていう先生がおったらそこへ回答出来るような、ヤフーの知恵袋みたいなのをイメージしてもらえればと思います。できればシステム化してそういう仕組みを作っていけたらなと考えております。それと、オンラインでいろんな関係機関と繋がることについては、随分いろんなところと繋がってやっている学校もあるのですが、それもいろんな差が学校によってありますので、そちらも同様にいろんなケース、いろんな実践を紹介して、活用出来たら良いなと思っております。ありがとうございます。

簗下委員

給食のことについてですが、食材は高騰していますけれども、いろんな工夫をされて、子どもたちの食の保障をさせていただいているということに敬意を表したいと思います。本当にご苦労様でございます。

それとこの GIGA スクール、今も話出ましたけれども、私もそんなに必要でない教科もあると思うので、無理に使うのか、年間のカリキュラムの中でこの部分で使ったら効果が上がるとか、まだ先生方もうまく掴めていないような気がします。学校によったら同じ教科であってもこの先生は大いに使う、この先生は使わない、苦手であるということが実際はあるかと思っておりますので、まだそこは時間が掛かるところかなと思います。

それから授業見せていただいて、お話を聞かせてもらおうと、苦手意識を持ちながらも先生方は頑張っておられるので、やっぱり何年か軌道に乗るまで時間が掛かるとかなと思います。もっと早く進めていけたら良いのですが、温かく見守る気持ちも大事なのかなという気がします。なかなかこの苦手意識を払拭するのは時間が掛かるので、その辺りは今課長が言われたように、このクラウド上にいろんな質問や回答を載せるとか、お互いに研究し合うとか、そんなことに時間を掛けてやったら、また成果が上がってくるかなと思います。ここについては、見守る気持ちも大事かなと思っております。以上です。

教育長

他にありませんか。

中尾委員

細かいことですが、給食センターさんの食材のことでお聞きしたいのですけれども、卵は殻付きを使っておられないということは、液卵でしょうか、それとも粉末とかそういう感じの使い方をお聞きしたいです。

それから、ちょっと認識不足で申し訳ないのですが、橋本橋の話が出ましたが、橋本橋の名称を変更するとかそういう話が今出ているのでしょうか。急に橋本橋の名称変更というのがありましたので、ちょっと理解が出来なくて教えてください。

給食センター

センター長

まず殻付きをなぜ使っていないかという、調理時間の関係、それから衛生管理の関係という面で使っておりません。現在使っているのは、液卵として使っております。以上です。

生涯学習課 課長

橋本橋の名称につきましては、議員さんから、例えば、前畑・古川記念橋みたいな

なふうに名前をしたらどうかという提案があったということで、今具体的に変更しようという案があるとか、話があるというわけではありません。そういう提案がありました。現実的になかなか難しいという旨の答弁をさせていただいたところで。

中尾委員 ありがとうございます。よくわかりました。

教育長 他にございませんか。

田中委員 ちょっと私も気になるというかわからないことがあって、今液卵と聞かしていただいたのですが、橋本市内の納入業者登録がないってということで、橋本市内の業者にその液卵を製造する仕組みがないのか、出来るけれども登録してないっていのかちょっとわかる範囲で教えていただけたらと思います。

給食センター
センター長 お答えします。これはちょっと想像になりますが、市内の鶏卵業者さん、センターに入れていただくのに殻付きのままでの販売というのであればおそらくできると思いますが、液卵はやってないんじゃないかなと想像です。

議員さんのご指摘の中でお話をさせていただきまして、センターとしては先程もお答えさせていただいたように、殻付きの卵というのは昔から使っていないです。市内の業者さんに入れていただくとしたら、液卵という形しか入れていただくことが出来ないということと納入業者の登録というのは、インターネット、広報等で周知はしますがあくまでも市内の業者さんが見てそれで1回登録してみようかということがあれば、センターに問い合わせがあって、どんな食材使うから、どういう入れ方というところで登録していただきます。現在橋本市内には、鶏卵の卵等を扱う業者さんが五つほどあります。その業者さんから、1回センターに入れてみようかという話は、今まではなかったです。そうしたら、肉とかそういうものが一切入っていないかっていうと、市内の業者を介して現実肉は入っています。殻付きというのはセンターでも使わないし現実入っていない。液卵としてであれば、これから先も使わせていただくことは出来ますが、いろいろ条件がありまして、例えばもちろん衛生管理をきっちりしていただくということ。それから量ですね。量を例えば10kgにして幾らとか。それから時間、何時に持ってきていただくとか、いろいろ制約があります。今後も市内の業者さんは大事にしていけないといけないという思いがありますので、いろいろ情報交換して、可能であれば使っていきような形にしていきたいなとは思っています。以上です。

田中委員 ありがとうございます。ハードルが少し高いかなというふうに思ったのでちょっとお聞きしました。ご案内をしてくださったらまたあちらで検討してくださるのかなと思うので、折角です。またお知らせしていただけたらと思います。

教育長 他にありませんか。

でした。基礎基本から活用に渡り、おおむね、全国平均と同程度の状況であるとの結果でした。

次に、中学校についてですが、3-5 ページをご覧ください。先程と同様に訂正がごございます。H31/R01 の国語市平均の数値が 66.0%を 66%に、算数市平均の数値が 54.0%を 54%に、英語市平均の数値が 56.0%を 56%に訂正をお願いします。

では説明に戻ります。H28 年度は全国平均に比較して低い状況でありましたが、H29、H30 年度と改善することができておりました。しかし、H31、令和 3 年度の結果では、残念ながら以前の状況に戻ってしまいました。得点別の分布を見ましても、理科においては、上位層が少なく、また、国語においては、約 1 問分正答率が低い方向に分布している状況となっています。

先日の校長会において、本調査結果について共有しました。また、その原因分析について中学校長とのヒアリングを行いました。その中では、中学校においては、問題文の量も増え、読む量が増えることに伴って無解答が増える傾向にある。入試を意識せざるを得ず、出題形式が異なる全国学力・学習状況調査への対応までし切れしていない等の状況が出されました。今後、小学校長とのヒアリングも行い、さらに分析を進めたいと考えております。また、これまでの調査で課題が見られた問題についての指導を重点化する、書くことに関する指導を丁寧に行っていく、教科だけでなく学校全体で課題解決に向けて取り組む、小・中学校間での情報共有や授業実践交流をする、授業の質を高めるため先進校の視察を授業に反映させていく等の対策を更に講じていきたいと考えております。

次に、児童・生徒質問紙調査の状況について、代表的なものを取り上げてご説明します。

3-6 ページをご覧ください。生活習慣に関する内容として「同じくらいの時刻に寝ている」との質問に対し、小学校、中学校ともに全国平均を若干ですが上回っております。

3-7 ページをご覧ください。「平日 1 日あたりの家庭学習の時間」についてですが、1 時間以上学習していると回答している割合は小学校では全国平均を上回っております。中学校では、全国平均との比較では 20.5%下回る結果となりました。これまで以上に家庭学習の計画を立てる時間を設定する等の取組を進めていく必要があります。

3-8 ページをご覧ください。自己肯定感に関する内容として、「自分には良いところがあると思いますか」との問いについてです。小学校では、本市、全国ともに肯定的な回答が増加しております。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、様々な活動が制限されていましたが、徐々に緩和され、行事等を通じて、子どもたちが成功体験できたからではないかと推察しています。中学校では、小学校とは逆に、本市では、肯定的な回答が減少しております。思春期での不安定さをやわらげるためにも、学校生活において、自己肯定感を感じられる機会を設けることが必要であると感じています。

3-9 ページをご覧ください。授業改善に関する取組状況に関しまして、「児童・生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」との問いについてです。小・中学校ともに、肯定的な回答が年々増

加している結果となりました。教員からの一方的な教え込みの授業から、互いに話し合い活動等を通じて、他人の意見に触れながら学習を進める授業への転換が図られている様子が、本市、全国ともに見て取れます。

3-10 ページをご覧ください。「国語の授業では、目的に応じて、自分の考えを話したり必要に応じて質問したりしていますか」との問いについては、本年度実施項目に出されませんでした。

3-11 ページをご覧ください。「算数（数学）の授業で公式やきまりを習うとき、そのわけを理解するようにしていますか」との問いについてですが、小学校では全国平均を上回り、中学校では下回る結果となっております。この問いにつきましては、これまでの学力調査の結果とも一定相関のある問いですので、各校での授業改善の方向性を示す問いとして、今後も重要視するよう学校にも周知を行っているところです。また、今回の資料には含んでおりませんが、「新聞を読んでいますか」、「算数（数学）の授業の内容はよく分かりますか」、「自分でやると決めたことはやり遂げるようにしていますか」、「学校に行くのは楽しいと思いますか」、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との質問では小・中学校とも肯定的な回答が全校平均を上回る結果となっております。これ以外には全国平均に満たないものもございますが、徐々に改善されている状況です。

以上、令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について報告いたしました。今後とも本市の状況について分析を進めるとともに、改善に向けた地道な取組を進めていきたいと考えております。

教育長

報告が終わりました。このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。

吉田委員

これまでも出てきた問題、いわゆる中学校の学力が極端に低い。これをどういうふうに改善していったらいいかというのは、橋本市を今後担っていく世代が、学力的にこれだけ劣っているというのはやはり大変だと思いますよね、どこかできちっと改善しないと。そういうことで幾つか改善策として挙げていただいたのですが、問題文がたしかに長い。そしてそれを理解する。実際にある程度わかっているにも関わらず、理解が不足するために正解を導けてないと、そういうケースもあるように思います。だから、数学、理科、国語、その問題をきちっと理解出来ずに、回答出来ていない。それでは、そういうことのためにどうすればいいかという問題があると思います。

一番その中学生の中で、自己肯定感が非常に良いと、これはもう非常に良い点だと思うんですけども、なかなかそれが学習に伴っていないと。一つは、勉強時間が非常に少ない。それはそれで改善していかないと駄目だと思うのですが、その辺りの改善点をどうすればいいか。それは簡単には出来ないことかもしれないですけども、学力を引き上げる為の努力っていうのか、これはある程度長期的な対策にたってやっついていかないと、これはもうほとんど難しいなと思いますが、その辺り、各校の指導や小・中学校連携、先進校への見学、それ以外で今後こういう部分はどうだとかというのは、検討課題として、あるいは改善点として出ていますか。

学校教育課 課長

先程の説明の中で、家庭での学習の時間1時間以上、中学生とすれば短い時間ですが、その割合が非常に低いということで、家庭での学習のあり方とか、学校から家庭学習の提供の仕方であるとか、その辺りも今までから課題となってきた、研究している学校もありますが、なかなかその辺りが改善されていないということがあります。まず、家庭学習をどうしていくか。小学校では日常毎日家庭学習はありますが、中学校に入った途端に各教科の担任の先生による宿題の提供に、一気に変わってしまう部分があります。それも毎日あるかということも、調査をしないとわかりませんが、ある日もあればない日もあるだろうなど、だから全くしない生徒もいるだろうなどということ、その辺りの小学校から中学校への接続の部分一気に環境が変わるといえるので、この辺りをどう対応していくかということ、あと時間が掛かると思うのですけれども、この調査というのは教科限定になっております。

国語、算数(数学)、例年によっては英語、理科もあるのですが、聞くところによると、それぞれの学校の先生が教科によっては自分ごととして、この学力調査の結果を受けとめにくいというようなこともあるのかなと思います。今年度から学校全体で学力、またその学校での研究というものに力を入れて欲しいということで、その一つとして「総合的な学習の時間」、これは小学校・中学校でもありますし、どの先生も関わっていただかないといけないものになります。そのカリキュラムのマネジメントを通して、それぞれの教科にも力を入れていきたいとこれは吉田委員が言われたように時間が掛かるかもしれません。ただ、学校全体として、自分ごととしてこの学力問題に取り組んでいただきたいということで、そこに力を入れていきたいなっているのが、まず一つです。家庭学習とその総合的な学習の時間を今考えているところです。

吉田委員

どうもありがとうございます。非常に難しいところですが、先程も言いましたように自己肯定感があるということは非常に良いと思います。ただ、勉強時間が少ない、今勉強しなきゃ駄目だけれどもゲームに走ってしまうとか、要するに自己をコントロールする。あと、その集中力ですね。そういったことを今後どう養っていくか。もちろん、今課長が言っていたように、総合学習中で、カリキュラムマネジメントということで教員間で意識を高めてもらおうと、そういうことも大事だと思うのですが、そういうのを通じて、今言った生徒の自己コントロール、あるいは集中力を高める。そういった指導もやっていただければ非常にありがたいなというふうに思います。これもそんなに短期的に結果が出てこないとは思いますが、徐々に改善の方向が出るだろうなとは思っているので、そういったことも総合学習の中でも取り入れてもらえればというふうに思います。

学校教育課 課長

はい、ありがとうございます。吉田委員が言われました基礎の部分、知識の部分というような、先程の話の中であつたと思うのですが、教育長の冒頭の挨拶がありました「生きて働く知識・技能」ってあると思うのですけれども、まさにその部分の力が弱いから、思考力とか判断力とか表現力という部分に繋がっていないのかなというふうにも思います。だから、今そういう活用問題が増えていて、どうしても

そちらのほうに視点がいてしまいますが、実はその辺りの基礎的な必要である力というのが、中学校だけではなくて小学校を卒業する段階で、もしかしたら定着していない部分があるのかもしれないので、その辺りも研究してやっていきたいと思えます。

教育長

他にございませんか。

簗下委員

私もこのテストを自分でやってみたのですが、感想は本当に難しいです。例えば小学校の国語でしたら、話し合いの様子が書かれていて、その話し合いの中にどんな意味が盛り込まれているとか、読み取る力が、先程から言われていたようにかなり必要ですね。1回読んだだけだと、ちょっと何かもわかりませんね。中学のところもそうでしたね。

算数にしても単純な計算だけではなくて、この答えを導き出すそれに至るまでの考え方が問われていると、そんな問題ですね。ただ計算したら良いというだけではないですね。それから理科でしたらグラフから読み取るとか、中学校の理科だったらデータからいろんなもの読み取っていくっていうのはありますけれども、これはこのための対策の勉強を普段の授業でやっていかないと難しいような気がするので、校長会のヒアリングで出てきたような意見も確かに出るのだろうなというような気はします。ただ、これはもう全国どこでも同じことやっておりますので、「だから、こんなもんや。」ということは言えないと思います。特に中学校になって落ちていくというのは、いろいろな私立に行くということもありますけれども、教師が自分ごととしてとらえられていないというような、特に自分が受けもっている教科の中間テストや期末テストであるとかに力をいれる、入試のためにどのようなことを入試の傾向から判断して教えていくかっていうふうになりがちで、ちょっとこのテストはそれらとは違ったトレーニング的なものもいるような感じがして、確かに学校現場として戸惑いがあるのだろうなという感じがしました。ただこれが、いろんな学力面とかそういうのが如実に現れてくるので放っておけないって気がして確かに難しいなと思います。だからどうしたら良いとはなかなか言えませんが、テストをやってみてそんな感じを受けました。以上です。

教育長

簗下委員が指摘していただいたところ、それを埋める方策として、総合的な学習の時間、中学校だったら35時間、70時間というそれだけの時間を、どんな学びをさせるのか、目の前の課題をきちんととらえて、それを解決していくためにはどのような、そこで学び方とかを子どもにつけていくことが出来るような、そんなマネジメントを私たちは期待しています。昨年度からその計画を出していただき、今年はそれに基づいて実践をお願いしているところですが、それを今後充実させていくために、しっかりと教育委員会として支援していきたいと思っております。小学校については、そういった学びの形はある程度できてきているのかなと思うのですが、中学校については、ヒアリングしたり、そういった研修会を開催したりする中で、ちょっと弱さが見えるかなと思うので、そのところを支援していきたいと思っております。他にございませんか。

田中委員

資料見せていただいたら、毎年自己肯定感は小学生は高いなと思います。やっぱりコロナ禍は小・中学校ともに少し下がっていましたが、小学校は少し戻りつつあるので良かったです。中学生になると心のバランスもあって自己肯定感が低くなりやすくもなってくると思うのですが、大切なことですので自己肯定感を感じられる機会も作ってもらえれば嬉しいです。

自己肯定感が低くなってくると、学校に向かう意欲や勉強に取り組む姿勢もやっぱり低下してくると思います。子どもそれぞれの意欲も違ってくると思うので、ゆっくりな子にはゆっくりペース、したい子にはどんどん自主学習ができるような仕組みがあれば良いと思います。前に吉田委員がおっしゃっていましたが、例えば学力テストについての対策が、受験の対策を重視する為なかなかできないのでは？ということでした。

なので、学力テストに向けて学習したい人には、時間を別に取りますよとか、学校としてやりたい子にはそういった時間を提案できませんか？

全員一律同じように、皆に出来るよう指導してくださっていると思うのですが、「長文を読む力を私は付けたい」というような子どもに、空いてる時間に学習時間を設けるなどの提案は、学校として時間を取るの難しいですか？

学校教育課
主任指導主事

普段は部活動等もあって、なかなか時間的に難しいこともあると思います。テスト期間になったら部活動はなくなりますので、そういった時間を利用して地域の方々にご協力いただいて補習的な学習であるとか、教科によってそれぞれの担当が「国語を勉強したい子は一年生の教室」とか、そういった感じで教科ごとに補習していただいている学校があります。また、プリント学習等で必要な子には配付するというような個人に応じたこともやっけていただいております。

田中委員

ちょっといろいろ思うことがあったのでまとめきれず質問をしてしまったのですが、いろいろ対策はしてくださっているということですね。

学力テストはその時にしかないので慣れてないという子どもたちも多いのかなあと思ったので、ふれる機会というか、「プリントが欲しい人はよかったら持って帰って家で試してみよう」というような家庭学習に対してのフォローというか、何か対策していただけたら、やってみようという子にはどんどんそういった機会を与えていただきたいと思います。質問がまとまっていなくて申し訳なかったです。

教育長

今言っていたようなことについては、それぞれの学校で工夫しながら情報提供というのはしております。また、日頃の授業の中でもそういった全国学力学習状況調査に出るような問題を扱うなど、そんなこともしておると思います。今求められている力というのは、どういうところにあるのかということに応じた授業も必要になってくるかなと思うので、そのところをバランス良く取り組んでいくこと、それが大事なのかなと思いますので、また今後学校との協議の中で指導主事からそんな提案をしていけたらと思います。

他にございませんか。

吉田委員

先程も話として出てきたように、問題の長文化というのは確かにあると思います。そういう意味では問題をきちっと理解する、それはこうした問題に慣れるというより、これまでの話にもありましたように、基礎学力を付けると。そのためにどうしたら良いかですけれども、これが絶対良いことですよということでもありませんが、毎日の授業の10分間、例えば1年間100の推薦図書が有ります、その100の推薦図書の中で1ヶ月に1冊選んで一日10分の時間を掛けて読書の時間、それ以外の時間を使ってもいいですが、本を読むっていう習慣、それでどれぐらいの読解力が身に付くのかというのがあるのですが、そもそもスマートフォンをどんどん使うようになった中で、なかなか活字を読むという習慣も薄れてきているのだろうと感じます。それを改善するためには、そういう時間をつくってもらわなければならないと思います。だから、それが絶対良いという話じゃないですけれども、例えば1日10分、授業前に決められた本を各自持ってきてそれを読む。それを1ヶ月で大体読破するというのを繰り返して、100点推薦図書ということで選んでもらってそこから選ぶ。それは総合学習の時間でもいいと思うのですが、そういった具体的な取組みっていうのは考えていただいたらどうかと思います。

学校教育課 課長

朝の授業前の10分間を利用した学習っていうのは、もう10年以上ぐらい前からこの学校でも取り組んでおります。方法についてはいろいろ基礎的な算数とか、漢字の学習とか、ずっと統一して読書をしている学校もあるように聞いております。中学校においてもそれに読書の時間というのを設けて取り組んでいるというのは聞いております。学校独自の方法で、朝の学習の時間というのをとっております。

吉田委員

ということは、中学生の読書量っていうのはある程度確保されているという理解でよろしいですか。

学校教育課 課長

どの基準をもって達成されているかちょっとわかりにくいですが、十分かそうでないかって言ったら、それはまだまだそうでないと思います。その辺り、読書というのは課題になっており、まだまだ不十分だと思いますので、その辺りもどのようにやっていくかということはまた考えていきたいと思っています。

田中委員

朝の読書時間は、うちの子どもも学校でしています。良いことだと思うのですが、さっき言ってくださったみたいにお薦めの本とか、こんな本を読めばという提案があれば良いのかなと、今聞いて思いました。なぜかという好きな本を読むということも大事ですが、その時間とりあえず読むために家にある本を何回も読んで、漫画は駄目だから字が少ない本を読もうかなとか、本を好きになるということに関してはそれで良いと思うのですが、今聞かせていただいたようなプラスした効果を期待するとしたら、もう少し読む本の提案というのはあった方が良いのかなと思います。

学校教育課 課長

ありがとうございます。本の量にもよると思うのですが、司書さんがおりますので、お薦めの本とか、図書だよりとかも作って配付していただいているのですが、

司書さんと話し合っ朝の時間の活用とかについてまた検討していきたいと思
います。

教育長

他にありませんか。

ないようですので、これで報告第3号を終わります。ここで、5分間だけ休憩
したいと思います。10時55分に再開します。

それでは再開いたします。

次に、報告第4号に入ります。

報告、第4号、第三期教育大綱について報告をお願いします。

事務局から説明願います。

教育総務課 課長

第三期教育大綱について報告します。第三期教育大綱は、8月定例会において第
二期教育大綱の理念、「人が学びあい、共に育むまちづくり」を第三期においても
継承し、この理念を達成するため三つの基本方針、「豊かな心と健やかな体を育み
ます」「家庭教育・学校教育・社会教育の中で多様な学びを育みます」「地域・家庭・
学校が連携した地域教育力を育みます」と、それぞれの基本方針のもとに13の重
点目標を設定した草案を報告いたしました。その際に委員の皆様からいただいたご
意見を踏まえ、プロジェクトチームはさらに議論を続け草案を精査し、第三期教育
大綱の解説書案を策定しました。基本方針と重点目標、それぞれの趣旨等について
説明したものが資料4-2から4-4、解説書案は、4-5から4-15となります。解説書
案の4-9に第三期における三つの基本方針と重点目標の相関関係についてイメー
ジとして表したものを掲載しております。基本方針1は豊かな心、人間性と健康な
体の育成という人の基礎になることについてであり、基本方針にはその礎の上に
一人一人の様々な学びの機会を提供することとなっております。更に、基本方針1と
2において育まれる個人の学び、子どもの生きる力を、基本方針3において子ども
を軸に地域ぐるみで育てていく。それぞれの基本方針と重点目標がお互いに関連し
合っ相互に補完し、その相乗効果をもっ理念の達成を目指すという構図になっ
ております。

また、それぞれの重点目標を達成するため、重点的に行う42の取り組みを設定
しました。その一覧が4-16となります。第二期より引き続き取り組んでいく項目
とあわせて、第三期より新たに加わった取り組みとして、14番、19番、25番、26
番、34番の5項目あります。それでは作成しました解説書案の構成について課長
補佐より説明します。

教育総務課

課長補佐

それでは、第三期の橋本市教育大綱の解説書の説明を簡単にさせていただきます
す。資料は、まず4-5ページが表紙になります。次のページ、資料4-6におきまし
ては教育大綱の策定の趣旨や位置付けについて記載しております。次の4-7ペー
ジには計画の期間、進行管理の手法について記載しております。計画期間につきま
しては、計画の終わりを第二次の橋本市長期総合計画の基本計画に合わせまして
2027年度、令和9年度までとしております。4-8ページには第三期の教育大綱の全
文、4-9ページには先程課長からも説明させていただきました理念、基本方針、重

点目標の相関図を記載しております。4-10 ページから 4-12 ページにかけては教育大綱の解説としまして、理念、基本方針、重点目標の趣旨と、またそれぞれの重点目標の趣旨をよりイメージしやすくわかりやすいように具体例を列記しております。4-13 ページには基本方針及び重点目標の中で理解しがたいような語句の説明を記載しております。4-14 ページ、4-15 ページには用語の説明にもあるんですけども、共育コミュニティと学校運営協議会についてマネジメント図とイメージ図を、特に 4-14 ページでは共育コミュニティと学校運営協議会の目的や連携協働の進め方、また目指すべき姿を、4-15 ページには共育コミュニティと学校運営協議会のイメージ図を記載しております。青い字の部分が共育コミュニティを、赤い字が学校運営協議会をイメージした図となっております。簡単ですが解説書の説明となります。

教育総務課 課長 以上、第三期教育大綱の草案におきまして、11 月 1 日に開催します総合教育会議において、協議していただくこととなります。以上で第三期教育大綱についての報告を終わります。

教育長 報告が終わりました。
このことについてご質問ご意見はございませんか。

吉田委員 図を作っていたのは非常にありがたいと思います。4-15 で共育コミュニティが青で、学校運営協議会が赤で書かれていて、それぞれに相当すると示されてようやく理解できたのですが、これが白黒になってしまうと全くわからなくなってしまおうと思います。共育コミュニティとコミュニティスクールの仕分け、その辺り、できれば色だけでなく図を見たらわかるような形っていうふうにするのは難しいでしょうか。つまり、地域・学校・家庭という三角形のトライアングルがあって、共育コミュニティが地域にぶら下がり、学校運営協議会は学校にぶら下がっている、そしてそのトライアングルを共育コミュニティ、コミュニティスクールが支えているというような感じでどうですか。真ん中に支えられているというような図があるのですが、この図を書いていたことは非常にありがたいし良いことだと思うのですが、共育コミュニティと学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールとの位置関係がもう少しわかりやすく作れないでしょうか。

もう一つ、4-9。これもこういうふうに書いていただいて非常にわかりやすいと思います。まず簡単なことで、普通これは時計回りだと思います。基本方針 1 から時計回りに基本方針 2 がきて 3 がきてとなるかなと思います。これは、ベクトルを相互に繋がるように書いてもらえれば全部繋がりますので、そうしておけば、横棒から出ている矢印はもう書いてもらわなくてもいいんじゃないかなと思います。むしろこの大きい矢印を基本方針 1、基本方針 2、基本方針 3 から出ている大きい矢印として使ってもらった方が、すっきりするかなとは思いますが、いかがですか。ちょっと図についてのコメントで申し訳ないですが。

教育総務課 課長 いただきましたご意見、4-9 の基本方針の並び方とかも参考にさせていただきます

して、もう少し図のほう精査させていただきたいと思います。ありがとうございます。

教育長

4-15 のこの図についてご意見いただきましたが、この表している趣旨はカラーであれば伝わりますか。

吉田委員

カラーになって、なるほどなと理解しました。共育コミュニティということで全体をくるむと理解をするのか、先程お話をさせてもらいましたように、共育コミュニティと学校運営協議会、コミュニティスクールがタッグを組んで全体で支えているというイメージでとらえるのか、どちらのほうの方がわかりやすいのかなと思うところはあるのですが、地域・学校・家庭、その三つのトライアングルをどういう形で共育コミュニティとコミュニティスクールが地域をつくり上げるという、同じ方向を目指しているというイメージを持つにはどういう形がわかりやすいかなというところがあります。共育コミュニティ、コミュニティスクールをこの図の中で位置付けを示してもらえた方が、より理解が進むように思います。それがまずこの図見させてもらったときの率直な感想です。

教育長

事務局から補足の説明は、ありますか。

吉田委員言っていることは、本当に多くの人に理解してもらうためには大事な部分であるかなと思います。学校運営協議会においても、学校単位ではありませんが、保護者や地域の人達とも繋がりながら学校運営協議会で大切なことを熟議して、そこで話あったことを実践に生かしていく取組みがされています。共育コミュニティの中でも、学校・地域・家庭と繋がった形での取組みがされています。ですから、同じようなことがされているのですが活動している範囲が違うというだけで、共育コミュニティの中では、それぞれの学校運営協議会で話し合ったことがより効果を出していくために、中学校校区での繋がりを持った活動にしていくというような、そんなイメージになるので、平面というよりは3次元になっているような、そんなイメージなのでなかなか表しにくいところがあるのかなってそんなふうには考えています。

中尾委員

中学校が右上、小学校が左下、左上になっているのですが、この三つに分かれている意味が私にはどうしてもわからなくて、こうして見てしまったら、これは全部にかかることです。その枠ごとに入っていることがどうしても理解出来なくてちょっと悩んでいるところです。先程から説明を聞かせていただいても、ちょっといまだにわからないのでもう少し詳しく教えていただきたいなと思いました。

それから、4-9 についてですが、単純に三角形を書くイメージで順番が左に向かっていているのかなと感じました。

教育長

三つに分かれているっていうのは例えばの話で、三つの小学校と一つの中学校というケースもあります。二つの小学校と一つの中学校というケースもありますので、これは一つの例としてとらえてもらえたらなと思います。そして三つに分かれ

ているから、例えばこの図でいうと中学校のところで関係するのは公民館、スポーツ団体、大学、民生委員、児童委員と書いていますが、この人だけと関係するのではなく全体と関係しますよというような意味合いではとらえてもらいたいなと思います。この三つに分かれているのは、一つの例というふうに見ていただけたらと思います。

中尾委員

でもこれをぱっと見た人は、そのようにとらえてくださるかどうかっていうのはちょっと私不安です。大体枠に入ってないとはいうのはわかりますが、パッと見た感じ、ちょっとどうしても片方だけと見てしまう。よく見て、文章読んで理解していたら、これは全体にかかるものだなということがわかりますが、ちょっとわかりにくいなと思います。左の上の小学校のところは白くてあとはちょっと色が薄いというか、それも何か意味があるのかなと思ったりもします。

生涯学習課 課長

共育コミュニティ担当課としてお答えさせていただきますと、共育コミュニティの推進本部というのが、そもそも中学校区単位でできているということからこのイメージ図ができていのかなど。共育コミュニティというのは地域づくりそのものだと思いますので、基本として考えている単位が今のところ中学校区単位で本部を置いて、共育コミュニティが地域づくりの活動に取り組んでいます。この中に、やっぱり中学校区ですので、その中学校区の中には複数の小学校・中学校があることがあるということで、このイメージ図ということになっていると思います。この図についてはうちの担当が考えたものですが、なかなか図だけでは見にくい、わかりにくいというご指摘もありますので、見直すとともに説明はやっぱり必要かなと感じていますので、その辺りはまた大綱のプロジェクトチームとも検討させていただきます。

田中委員

ちょっと気になるのが、この図は定例会の資料としてのものなのか、公表して載せるものかによって、やっぱり知っている人が見ると、知らない人が見てわかるのはまた違うと思うので、またそこも含めて検討していただけたらと思います。

教育総務課 課長

この解説書につきましては、ホームページに載せてどなたにでも見ていただけるようにする形になります。その解説書の一部として4-14、4-15の図まで含めて掲載する方向で進めております。知っている人、知らない人、どちらも理解できるようにしていかなければならないと思っております。

教育長

今ご指摘いただいたことについては、もう一度事務局、それとプロジェクトチームで検討した上でまた今度出す案に盛り込んでいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

他にございませんか。

吉田委員

4-15 で外枠のところでは大学と出ておりますが、大学よりむしろ高校ではないですか。ちょっと考えておいてください。

それから4-6の教育大綱策定の趣旨ということで、これを付けていただいたのは非常に良いと思います。ただ、教育大綱の位置付けというところに「教育振興基本計画」を参酌しつつ」という言葉が出て、また「国・県の教育振興基本計画を参酌しつつ」と同じ言葉が出てきます。これは国の部分に括弧がなくてもいいと思います。括弧を外してもらって「教育振興基本計画を参考に」というような感じで言葉を改めてもらった方が良くと思います。これが最初に出てくるので気になります。

それから資料4-2、基本方針1の趣旨等の説明のところで「培うことが大切であると」というのは続き方がわかりにくいです。一つの案として、「体を培うことが肝要で、生命や人権を尊重する心」というような感じにする方がいいと思います。「大切であると」というのは続き具合がぎくしゃくしているように思いました。

あと拘るようで申し訳ないですが、重点目標(2)のところでは、「道徳教育(態度教育、基本的な生活習慣、社会的なルール等を含む)」、その括弧取ってしまって、「態度教育、基本的な生活習慣、社会的なルール等を含む道徳教育を通じて、よりよく生きる」と、括弧を付けてというよりも、そういうふうにしていただけたらというのと、ちょっと拘るようで申し訳ないのですが、そこで態度教育というところで、「挨拶、返事、後片付け、食事のマナー、立腰等」、これを括弧に入れると。そこもちょっと議論のあるところだと思うのですが、ちょっと検討していただければと思います。

あと、資料4-3で「子どもから大人まで何人においても」というの、「子どもから大人まで各自の学びを保障するため」としてもらったほうが、「何人においても」というのは言葉としてちょっと違和感を持ちました。その辺りも検討していただけたらと思います。

教育総務課 課長

本日いただいた意見をもとにもう一度精査していきたいと思います。ありがとうございます。

教育長

他にございませんか。

簗下委員

資料4-10に「人が学びあい、共に育むまちづくり」とあって、趣旨のところで「安全な生活をおくれる」、この「おくれる」を平仮名にしたのは何か意図がありますか。間違いではないと思いますが、例えば厚労省の「健康な日常生活を送るため」を見たら漢字にしておりますし、その方がぱっと読みやすいと思うのですが。

教育総務課 課長

もう一度調べます。

教育長

他にございませんか。

そうしましたら先程からいただいた意見を事務局、またプロジェクトチームで検討しまして、当日の案をまとめて提出したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

他に意見がないようですので、これで報告第4号を終わります。

報告事項が終わりました。続いて付議事項に入ります。

議案第 1 号橋本市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局から説明願います。

教育総務課
企画総務係長

橋本市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則についてということで、変更します内容は市の公告規則の変更に合わせた改正になります。

内容としましては、電子公告に合わせて公告場所を、今まで市役所前と高野口公民館前の掲示板のみに限定していたものを、市の掲示板とした上で、電子公告する際は市のホームページ上で行うと変更するものです。改正時期につきましては、令和 5 年の 1 月 1 日からを予定しております。

説明は以上です。

教育長

説明が終わりました。

議案第 1 号についてご質問・ご意見はありませんか。

ないようですので、議案第 1 号について原案の通り決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

議案第 1 号は原案の通り決しました。

続いて、協議事項に入ります。

まず、委員の皆様から何かありませんか。

次に事務局からありませんか。続いて連絡事項に入ります。

まず、委員の皆様からありませんか。

教育長

そしたら、事務局から願います。

教育総務課
課長補佐

連絡事項につきまして、説明させていただきます。A4 の紙 1 枚お配りしております。まず日程のご説明させていただきます。

来月 11 月の定例会ですが、11 月 29 日火曜日、9 時 30 分から教育文化会館の 4F-5 で予定しております。12 月の定例会です。12 月の定例会は 12 月の 20 日火曜日、9 時 30 分から教育文化会館の 4 階の第 5 展示室で開催したいと思います。

2 点目総合教育会議です。令和 4 年 11 月 1 日来週の火曜日ですね。10 時から場所は 3 階の第 1 研修室です。

3 点目令和 4 年度の県の市町村教育委員会の研究会及び県の市町村教育委員会連絡協議会の研修会です。10 月 26 日明後日の水曜日。場所は上富田になりますので教育文化会館前を 10 時に出発したいと思います。10 時に集合をお願いいたします。

最後です。令和 4 年度の近畿市町村教育委員会研究大会についてです。これにつきましては、別冊で黄緑の冊子をお手元にお配りしております。冊子と A4 の 1 枚当日その研究大会にオンラインの URL とミーティング ID とパスワードその他 A4 の 1 枚の紙をコピーさせていただいております。個人参加される簗下委員さんと吉

田委員さんにつきましては、ご自宅でその URL とミーティング ID パスの入力をしていただけたら、当日入るような形になります。

連絡事項については以上です。

教育長

他にございませんか。

ないようですので、10月定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉会 午前 11 時 41 分
署 名 委 員